

事業所から出る廃棄物の適切な処理について

大津町 環境保全課

もくじ

1. 廃棄物の分類について

廃棄物の概要	1
事業系廃棄物とは	1
産業廃棄物処理業および一般廃棄物処理業の許可について	2
産業廃棄物とは	3
事業系一般廃棄物とは	4

2. 廃棄物の処理方法

産業廃棄物の処理方法	5
事業系一般廃棄物の処理方法	7
事業系廃棄物の処理における注意事項	8

はじめに

廃棄物は、廃棄物処理法によって、細かく分類分けされています。とりわけ、事業所から出るごみについては、排出の段階から最終処分の過程まで処理手順が厳しく決められています。

また、法の中で、事業活動に伴って事業所から出るごみについては、「事業者自らの責任で適正に処理しなければならない」とされています。必ずご確認のうえ、法令に沿った適正な処理をお願いします。

1. 廃棄物の分類について

廃棄物の概要

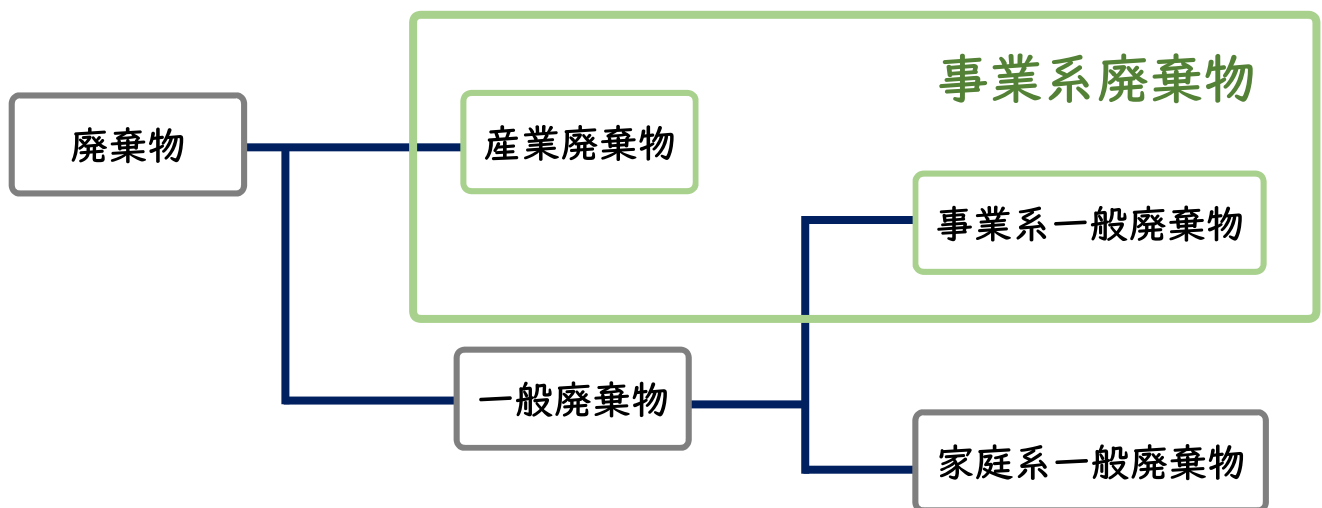
廃棄物の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下：法）で定められています。廃棄物の処理については、まず廃棄物の分類から知っておかなければなりません。なぜなら、廃棄物の種類によって、処分方法や処分先が異なってくるからです。まずは、廃棄物の処理においてどのように分かれているかを学びましょう。

法では、廃棄物は「産業廃棄物」と産業廃棄物以外の「一般廃棄物」に分類されています。「産業廃棄物」とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、政令で定めた20種類と輸入された廃棄物のことを言います。

「一般廃棄物」は事業活動に伴って生じる「事業系一般廃棄物」と家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系一般廃棄物」に区分されます。

廃棄物の分類

廃棄物の分類図



事業系廃棄物とは

「事業活動」に伴って生じた廃棄物を、事業系廃棄物といいます。ここでいう「事業活動」とは、「反復継続して行われ、単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共的事業を含む広義のもの」をいいます。具体的には、法人・個人、営利団体・非営利団体、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・診療所・農業・林業などの事業活動により排出されるごみで、量の多少に関わらず、すべてのごみが事業系廃棄物となります。

事業者の責務

事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において処理しなければならない
(第3条第1項より抜粋)



家庭ごみの集積所等に事業系廃棄物は出せません！！

事業系廃棄物を家庭ごみの集積所等に排出した場合、「不法投棄」として処罰の対象となります。
ご注意ください。また、「野外焼却」についても原則として禁止されています。

事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めなければならない
(第3条第2項より抜粋)



分別等を徹底しごみの減量に努めなければなりません！！

産業廃棄物処理業および一般廃棄物処理業の許可について

廃棄物の処理は生活を支える大切なインフラとなっています。その処理が適切に行わず不法投棄などをしてしまうと悪臭や害虫が発生する原因となってしまいます恐れがあります。さらには、景観が悪くなり、環境問題に発展しかねません。そこで、廃棄物が適切に処分されるよう、廃棄物の処理を^{なりわい}生業として行うためには、行政からの許可が必要となっています。

産業廃棄物処理業

産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分業



県の許可権限

一般廃棄物処理業

一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物処分業



市町村の許可権限

【ポイント！】

産業廃棄物の収集運搬を行う「産業廃棄物収集運搬業」、産業廃棄物の処分を行う「産業廃棄物処分業」にそれぞれ分かれており、その二つをまとめて産業廃棄物処理業といいます。それらは、都道府県に許可権限があります。

また、一般廃棄物にも同じように収集運搬業と処分業があり、そちらは市町村に許可権限があります。

産業廃棄物とは

法で定められた事業活動に伴うごみ20種類の廃棄物のことです。ただし、1～12番まではどの事業活動においても産業廃棄物となりますが、13～19番は特定の業種に限り産業廃棄物となります。

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	廃活性炭、焼却炉の残灰など各種焼却かす
	2 汚泥	排水処理の汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、建設汚泥などの各種泥状物
	3 廃油	グリス（潤滑油）、廃溶剤類など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	4 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	7 ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムくずは、廃プラスチック類）
	8 金属くず	鉄くず、アルミくず、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどコンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、不良石炭、粉灰かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
業種等が特定されるもの	13 紙くず	建設業・パルプ製造業・製紙業・紙加工品製造業・新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業から発生する紙くず
	14 木くず	①建設業・木材または木製品製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業・物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、バーク類 ②貨物の流通のために使用したパレット※パレットを使用した物品を受け取った場合は、受け取ったところの責任で処理する。
	15 繊維くず	建設業・衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工場から発生する天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	20 汚泥のコンクリート固形化物など、1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19に該当しないもの	

事業系一般廃棄物とは

産業廃棄物のなかで業種指定のあった13～19番について、産業廃棄物となる特定の業種以外の業種から出る廃棄物の事を事業系一般廃棄物といいます。

区分	種類	産業廃棄物	事業系一般廃棄物
業種等が特定されるもの	13 紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生する紙くず	左記の「産業廃棄物となる特定の業種」 以外の業種から出る廃棄物
	14 木くず	①建設業、木材または木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、バーク類 ②貨物の流通のために使用したパレット※パレットを使用した物品を受け取った場合は、受け取ったところの責任で処理する。	
	15 繊維くず	建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工場から発生する天然繊維くず	
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物	
	17 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物	
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿	
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体	

具体的な例



2. 廃棄物の処分方法

廃棄物の処理の過程には、いくつか工程があります。初めに用語の定義から改めて確認しましょう。

区分			解説
処 理	収集・運搬		廃棄物を収集し、運搬すること
	処 分	中間処理	廃棄物の性状等を物理的・科学的に変化させること (焼却・破碎・圧縮・脱水など)
		埋立処分	廃棄物を最終処分場に埋め立てること
	再 生		廃棄物を再び使用できる状態にすること

産業廃棄物の処理方法

発生した産業廃棄物を処理するためには、廃棄物の種類に応じた分別が必要です。処理方法など、必要に応じて分別してください。

【分別のポイント】

- ①産業廃棄物と事業系一般廃棄物をきちんと分別しましょう。
- ②産業廃棄物の種類ごとに分別しましょう。
- ③集積場や分別容器・袋など廃棄物の種類を明記するなどして分かりやすくしましょう。
- ④処理委託をするときは、委託業者ごとに分別しましょう。

<運搬するまでの保管>

分別した産業廃棄物を排出事業所内で保管する場合は、産業廃棄物保管基準に従い生活環境の保全上支障のないように保管する必要があります。

【表示例】

産業廃棄物保管場所		←産業廃棄物の保管場所である旨
産業廃棄物の種類	金属くず	←保管する産業廃棄物の種類
管理者氏名(名称)	〇〇課	
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇	野外で容器を用いずに保管する場合は最大保管高さを記載
積上げ高さ	〇〇m	

60 cm 以上

60 cm 以上

- 周囲に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に保管に関して必要な事項を記載した掲示板を設置すること(左図参照)
- 飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散を防止すること
- 汚水が生ずる恐れのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること
- 野外で保管する場合は積上げ高さの上限を超えないこと
- ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫の発生を防止すること

<自己運搬する場合>

排出事業者がその産業廃棄物を自ら目的地へ運搬する場合は、以下のような産業廃棄物を運搬するための基準を守らなければなりません。なお、自己運搬の場合、産業廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。

【収集・運搬に係る基準】

- ①飛散、流出を防止すること
- ②悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上の支障を防止すること
- ③運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び氏名又は名称を表示すること
- ④運搬車に以下の事項を記載した書面を備え付けること
 - ・氏名又は名称及び住所
 - ・運搬する産業廃棄物の種類および数量
 - ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地および連絡先
 - ・運搬先の事業場の名称、所在地および連絡先

環境省のホームページで詳しく掲載されていますのでご覧ください。



<処理を委託する場合>

産業廃棄物の処理を委託するときは、特に次のポイントに注意してください。

Point 1 産業廃棄物処理業の許可を受けた事業者（以下「産廃許可業者」）に委託してください

委託する産業廃棄物の「種類」の許可がある産廃許可業者に委託してください。また、一般廃棄物処理業の許可というものもありますが、それでは産業廃棄物は処理できません。処理業者が、どちらの許可を持っているか必ず確認しましょう。

Point 2 委託契約書を必ず締結してください。（5年間保存）

産業廃棄物処理業の許可は「収集運搬業許可」と「処分業許可」があります。収集運搬と処分を異なる業者に委託するときは、別々に契約が必要です。

Point 3 「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付してください。（5年間保存）

マニフェストは、排出事業者が発行しなければなりません。運搬業者がマニフェストを用意する場合がありますが、内容を記載した時点で、排出事業者が責任をもって発行した内容とみなされます。

毎年6月30日までに、その前年度に公布したマニフェストの交付実績を県に報告することが義務付けられています。詳しくは、県のホームページをご覧ください。

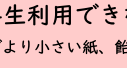
事業系一般廃棄物の処理方法

<自己運搬する場合>

事業系一般廃棄物を、「大津町を含めた近隣の市町村で運営している処分場（菊池広域連合）」や「民間のリサイクル施設（一般廃棄物処分業許可業者等）」に直接持ち込むことができます。

持ち込み先により、自己搬入の条件（受け入れ基準）が異なる場合があります。事前に処分施設に確認をしてください。

菊池広域連合に持ち込む場合（例）

クリーンの森合志	環境美化センター
 ・生ごみ	 ・古布、洋服類 (天然繊維に限る)
 ・木製家具 (金属、プラスチックが 付いていないもの)	 ・再生できる紙 (ダンボール、本、ノート類)
 ・再生利用できない紙 (名刺サイズより小さい紙、館の包み紙など)	
 ・使った後のティッシュペーパー	
 ・落ち葉	
 ・剪定枝 (直径10cm以下、長さ3m以下)	
	・刈草 (土は除去)

※業種により、産業廃棄物・一般廃棄物の取扱いが異なる品目もあるので、ご注意ください

菊池広域連合ホームページ：<http://www.kikuchi-kr.jp/>

<処理を委託する場合>

事業系一般廃棄物を処理する際は、一般廃棄物処理業の許可を受けた事業者に委託して下さい。

大津町一般廃棄物処理業の許可業者一覧：

<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji00311062/index.html>

事業系廃棄物の処理における注意事項

事業系廃棄物を処分する際は以下の点に注意してください

注意 1 事業系廃棄物は家庭ごみの収集場所には出せません

産業廃棄物・事業系一般廃棄物ともに、事業者から出るごみは町の収集では出せませんのでご注意ください。



注意 2 違法・悪質な不用品回収業者には出さないで下さい

軽トラックなどで町内を回って無料で家電等の不用品を回収したり、不用品の無料回収のチラシを配布したりしている業者が見受けられます。そのほとんどが違法に収集をしている業者です。そういった業者を利用しないようご注意ください。



注意 3 間違いやすい産業廃棄物

間違いやすい産業廃棄物の中に廃プラスチック類があります。事業系廃棄物の場合、廃プラスチック類は汚れているか否か関わらず全て産業廃棄物となります。家庭ごみの感覚で汚れているものを事業系一般廃棄物で処分しないようご注意ください。

問い合わせ先

●事業系一般廃棄物に関する問い合わせ先

大津町役場 環境保全課 TEL：096-293-3113

●菊池広域連合の連絡先

クリーンの森合志 TEL：096-248-0330

環境美化センター TEL：096-293-1222

施設課 TEL：096-342-5395

●産業廃棄物に関する問い合わせ先

菊池保健所 衛生環境課（熊本県） TEL：0968-25-4135

（一社）熊本県産業資源循環協会 TEL：096-213-3356